

令和5年7月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官(関)

令和4年(ワ)第12349号 執行文付与に対する異議の訴え

口頭弁論終結日 令和5年6月5日

判 決

5 東京都新宿区新宿二丁目5番3号AMビル9階

原 告	株 式 会 社 リ プ ロ ラ イ フ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人
	能 勢 章

10 静岡県富士市柳島100番地10

被 告	株 式 会 社 北 里 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
同代表者代表取締役	井 上 太
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男
主 文	

- 15 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告の原告に対する東京地方裁判所令和3年(ワ)第80133号間接強制
20 申立事件について、知的財産高等裁判所裁判所書記官が令和4年4月25日
に付与した条件成就執行文の付された東京地方裁判所令和3年(ワ)第801
33号間接強制申立事件の決定正本に基づく強制執行はこれを許さない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被告が、原告に対し、原告の宣伝広告媒体において、「100% su
25 rvival」等の表示をすることの禁止を命ずる確定判決(以下「本件判決」とい
う。)に基づき、原告が本件判決により禁止された行為をした場合には間接強

制金の支払を命ずる旨の間接強制決定（以下「本件決定」という。）を得た上、原告が違反行為をしたことの証明文書を提出して、本件決定の正本に事実到来執行文の付与を受けたところ（以下「本件執行文付与」という。）、原告が、違反行為は存在しないから執行文付与の要件を欠くなどと主張して、執行文付与に対する異議の訴えを提起した事案である。

2 前提事実（争いがないか各項末尾に掲記した証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 本件判決に至る経緯

ア 被告は、「Cryotop（クライオトップ）」の名称でガラス化凍結保存・加温融解に用いる医療関連器具を販売しているところ、平成30年7月12日、「Cryotec（クライオテック）」の名称で同種の医療関連器具を販売する原告が管理するウェブサイト又は原告の作成に係るカタログに表示されている「100% survival」等の記載ないし表示部分が、原告の販売する製品（以下「原告製品」という。）の品質及び内容を誤認させる表示であり、かかる表示をすることは、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に当たるなどと主張して、原告に対し、原告製品の広告における前記の記載等の禁止等を求める訴訟を提起した。（甲28）

イ 東京地方裁判所は、平成30年12月20日、被告の請求を棄却する判決をした（同庁平成30年（ワ）第22646号）。（甲16）

ウ 被告は、上記判決に対し、控訴したところ、知的財産高等裁判所は、令和3年3月30日、被告の請求を一部認容する仮執行宣言付判決（本件判決）をした（同庁平成31年（ネ）第10008号）。（甲4）

(2) 本件判決の内容（甲4）

ア 本件判決は、原告の広告に記載された表示は、医療関係者がクライオテック法のプロトコールを遵守し原告製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合に、取引者、需要者である医療関係者において、融解後の

生存率が100%になるという意味であるものと認識するものの、実際には、上記の場合に、融解後の生存率が100%になるとは限らないから、「100% survival」等の記載部分は、原告製品の品質及び内容を誤認させる表示であるとして、原告の広告に上記表示をする行為は、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に当たると判断した。

イ 本件判決の主文第2項の記載は、以下のとおりである。

被控訴人（原告を指す。）は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後 100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%、literally 100%、survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならない（以下、同項記載の不作为義務を「本件不作为義務」という。）。

(3) 本件決定の内容等（甲1、9、乙13、14）

ア 被告は、令和3年11月30日付けで、執行力ある本件判決の正本に基づき、被告を債権者、原告を債務者として、原告が本件不作为義務に違反するおそれがあるとして、間接強制の申立てをしたところ、東京地方裁判所は、同月21日、本件決定をした（同庁令和3年(ワ)第80133号）。本件決定の主文は、以下のとおりである。

(ア) 第1項

債務者（原告を指す。以下同じ。）は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後 100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%、literally 100%、survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならない。

(イ) 第2項

債務者が本決定送達の日から2日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者（被告を指す。）に対し、上記期間経過の翌日から履行済みまで1日につき金2万3737円の割合による金員を支払え。

イ 本件決定は、令和3年12月27日、原告に送達された。

(4) 本件決定に対する執行抗告（乙24）

原告は、本件決定に対し、執行抗告をしたところ、知的財産高等裁判所は、令和4年3月3日、上記執行抗告を棄却する決定をした（同庁令和3年（ワ）第10001号）。

(5) 本件決定に対する請求異議（乙16、弁論の全趣旨）

原告は、令和4年4月6日、本件決定につき請求異議事由があると主張して、請求異議の訴えを提起したところ、東京地方裁判所は、同年9月13日、原告が本件不作為義務に反しているかどうかは執行文の付与の当否において判断されるべきであるなどとして、原告の請求を棄却する判決をした（同庁令和4年（ワ）第8439号）。原告は、上記判決に対し、控訴した。

(6) 本件執行文付与等（甲2、乙13ないし15）

被告は、令和4年4月11日、知的財産高等裁判所に対し、原告が本件決定送達の日から2日以内に本件不作為義務に違反したことの証明文書を提出した上で、条件成就による執行文付与を申請したところ、同庁裁判所書記官は、同月25日、本件決定について事実到来執行文を付与した（本件執行文付与）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件決定が原告に送達された日の3日後である令和3年12月30日以降、原告が本件不作為義務に違反したかであり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

(被告の主張)

原告は、以下のとおりの行為をして、令和3年12月30日以降、本件不作為義務に違反した。

(1) 原告は、令和3年11月16日頃、原告のウェブサイトにおける「Challenge100」のページにおいて、別紙1のとおり、メダル中央部に「100%」、「SURVIVAL」が二段表示され、その下に「CLUB」と表示されたメダル（以下「本件メダル」という。）を表示した。

(2) 原告は、令和3年7月20日頃から令和4年5月9日まで、原告のツイッター公式アカウントにおいて、次のとおりの表示をした。

ア 原告は、IVF大阪クリニック（以下「A施設」という。）を「卵子の凍結融解100%生存達成された素晴らしいクリニック」と紹介し、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をした。

イ 原告は、本件メダルが表示されたトロフィー（「2020/10/12」付け）をA施設に交付し、A施設内に本件メダルを表示した。

ウ その上で、原告は、A施設に配置された、本件メダル及び「Welcome to the "100% SURVIVAL CLUB"」と表示されたトロフィーを撮影した写真を表示した。

エ 原告は、医療法人セントポーリア 操レディスホスピタル（以下「B施設」という。）を「胚の凍結融解連続100周期100%生存を達成された凍結技術に優れた医療機関です。」と紹介し、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をした。

オ 原告は、本件メダルが表示されたトロフィー（「2019/11/20」付け）をB施設に交付し、B施設内に本件メダルを表示した。

カ その上で、原告は、B施設に配置された、本件メダル及び「Welcome to the "100% SURVIVAL CLUB"」と表示されたトロフィーを撮影した写真を表示した。

(3) 原告は、一般社団法人日本エンブリオロジスト学会が、令和3年12月10日に発行した「日本臨床エンブリオロジスト学会雑誌第23巻第2号」(以下「本件雑誌」という。)の裏表紙に、「ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液」、本件メダル及び「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」と表示された広告を掲載し、令和4年1月8日及び同月9日、横浜市中区山下町2番地所在の「横浜産貿ホール マリネリア」にて開催された第27回日本臨床エンブリオロジスト学会ワークショップ・学術大会の会場等において、参加したエンブリオロジスト(胚培養士)等に配布して広告した。

(原告の主張)

以下のとおり、原告は、令和3年12月30日以降、本件不作為義務に違反していない。

(1) 以下のとおり、被告の主張する「100% SURVIVAL CLUB」との表示は、本件不作為義務違反の対象とはならない。

ア 「100% SURVIVAL CLUB」とは、原告が実施している「Challenge 100」と称する、原告が契約を締結した医療施設に専任インストラクターを派遣し、一定のトレーニングを経た後に、卵子、分割胚又は胚盤胞の凍結周期のいずれか1つのステージで連続する100融解周期にて生存率100%を目指す取組の中で、連続する100融解周期にて、100回連続して生存を確認した症例を達成した施設を認定する制度にすぎず、「100% SURVIVAL CLUB」との記載により、原告製品を使用すれば当然に生存率100%が達成できることを確約したとはいえない。

イ 「100% SURVIVAL」は、一般用語である上、前記アのとおりの内容の認証制度にすぎない「100% SURVIVAL CLUB」の文言の一部であって、原告製品を使用すれば当然に生存率100%を達成できるとの誤信が生じることはあり得ない。

ウ 「100% SURVIVAL CLUB」は、慈善活動にすぎず、宣伝広告には該当しないし、本件判決がされた平成30年1月4日の後に創設されたものであって、本件判決における抹消対象とは、趣旨が全く異なる。

(2) 原告のツイッターの公式アカウントは、ツイッター社の管理するSNSにすぎず、原告の管理する広告表示媒体ではないし、被告の主張(2)に記載された投稿は、本件決定が送達される前のものである。

(3) 原告は、令和3年12月28日、被告の主張(1)の表示を、令和4年5月10日、同(2)記載の表示を、それぞれ削除した。

(4) 本件雑誌は、本件決定がされる前に発行されたものであるし、令和4年1月8日から同月9日にかけて開催された学術大会等において配布されたことはない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、各項末尾に掲記された証拠等によれば次の事実が認められる。

(1) 原告は、令和3年11月16日時点で、原告のウェブサイトにおいて、以下のとおりの表示をしていた。

ア 原告が、「Challenge 100」と題する取組を行っており、その内容は、原告の「専任インストラクターを派遣し、クライオテック法実技トレーニング、ワークショップを実施後、卵子、分割胚又は胚盤胞いずれかの凍結周期にて、世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す」ものであるとの説明、「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示及び同表示がされた本件メダル。(乙1、4)

イ 原告が、「世界100施設、連続100凍結症例、生存率100%をクリニックと共に目指す世界連動企画「ガラス化チャレンジ100」無償トライアル」を実施中であり、現在エントリー施設を受け付けているとの説明、「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示及び同表

示がされた本件メダル。(乙2、4)

ウ 「Challenge 100」と題する取組の一つとして「100% Survival Club」があり、これは、「卵子、胚の凍結融解100%生存を連続する症例で達成した、最高水準の凍結技術を有する施設としてメーカー認定するもの」であるとの説明、原告が患者の治療施設選択の一助とすべく、「100% Survival Club」施設が凍結技術において世界的に最も高度な技術を有する施設であることを広く告知することに努めていくとの説明、「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示及び同表示がされた本件メダルが記載されたトロフィーの写真。(乙3、4)

(2) 本件決定は、令和3年12月27日、原告に送達され、原告は、同月28日、原告の公式ウェブサイトに表示されていた本件メダルの表示を削除した。(乙14、弁論の全趣旨)。

(3) 原告は、令和4年4月11日時点で、原告のツイッター(「世界の不妊治療で胚凍結を支える『株式会社リプロライフ』の公式アカウントです。」と記載されたもの。)上で、以下のとおりの表示をした。(乙5-1)

ア 令和3年7月20日時点での投稿として、「#不妊治療」、「#リプロ」、「#胚凍結」及び「#卵子凍結」のハッシュタグを付けた上で、「がん患者の妊孕性保存に力を入れておられる「A施設」取材しました。こちらは、クライオテックを使用し、融解後生存が難しいとされる卵子の凍結融解100%生存達成された素晴らしいクリニックです。施設インタビューを近日公開予定です。お楽しみに!」との文章と、「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示と、同表示がされた本件メダルが記載されたトロフィーが、A施設内に置かれている様子を撮影した別紙2のとおりの画像。(乙5-3ないし6)

イ 同日時点での投稿として、「#不妊治療」、「#リプロ」、「#胚凍結」及び「#卵子凍結」のハッシュタグを付けた上で、「素晴らしい臨床成績

を残されている「B施設」にお邪魔しました。こちらは当社の製品を使用し、胚の凍結融解連続100周期100%生存を達成された凍結技術に優れた医療機関です。近日中に施設の特長についてのPVを公開予定です。お楽しみに！」との文章と、「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示と、同表示がされた本件メダルが記載されたトロフィーが、B施設内に置かれている様子を撮影した別紙3のと通りの画像。

(乙5-3ないし6)

(4) 原告は、令和3年12月10日に発行された本件雑誌の裏表紙において、別紙4のとおり、本件メダルや「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」を表示するとともに、「企業の安心感は製品品質の安心感」、「安心・安全で高品質な製品」をお届けいたします。」、「Ready to Vitri Kit」、「Ready to Warm Kit」、「サンプルのご希望、お問い合わせは弊社HPもしくはお電話にて」、「第27回日本臨床エンブリオロジスト学会技術ワークショップにてご体験いただけます。」との記載をした。本件雑誌は、令和4年1月8日及び同月9日に開催された第27回日本臨床エンブリオロジスト学会ワークショップ・学術大会プログラム・抄録集・実技書として使用され、当日受付にて有償で購入可能であった。(乙8-1ないし3)

(5) 原告は、令和4年5月10日、原告のツイッター上における上記(3)の投稿を削除した。(弁論の全趣旨)

2 争点に対する判断

(1) 上記認定事実によれば、原告は、令和3年12月30日から令和4年5月9日まで、原告の宣伝広告媒体のうちの一つである原告のツイッター上で、「100%」、「SURVIVAL」が二段表示された本件メダルの画像及び「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」との表示が付されたトロフィーを撮影した写真を投稿するほか(認定事実(3))、令和4年1月8日及び同

月9日に開催された学会等で用いられた本件雑誌の裏表紙において、原告製品の商品名や原告製品への問い合わせの連絡先等と共に、本件メダルの画像及び「Welcome to the “100% SURVIVAL CLUB”」と記載された広告を表示し（同(4)）、もって、令和3年12月30日以降、宣伝広告媒体において「100% survival」との表示をしてはならないという本件不作為義務に違反したと認められる。

(2) この点、原告は、令和3年12月30日以降に表示された「100% SURVIVAL」は、本件判決の言渡し以降に創設された原告における医療機関の認証制度である「100% SURVIVAL CLUB」の文言の一部であり、本件不作為義務の対象にならないとか、同認証制度は広告宣伝活動ではなく慈善活動であるとか、一般用語であるなどとして、本件不作為義務に違反していない旨主張する。

しかしながら、原告が、令和3年11月16日時点で原告のウェブサイトにおいて説明していた「100% Survival Club」ないし「100% SURVIVAL CLUB」の内容は、原告製品である「クライオテック」の方式を用いた実技トレーニング等を、顧客であるクリニック等の施設に提供した上で、原告製品を使用する施設に対して「メーカー認定」をするものであること（認定事実(1)）、原告の「Challenge100」トライアル契約の契約条項（乙11）によれば、原告は、「100% Survival Club」を主催し、原告製品等を可能な限り低価格などで提供することを保証するとされていること、原告は、本件雑誌の裏表紙に表示した「100% SURVIVAL CLUB」の表示と共に、原告製品の宣伝や、引き合いがある場合の連絡先などを記載していること（認定事実(4)）などの事情からすれば、「100% Survival Club」ないし「100% SURVIVAL CLUB」が、原告製品に関する事業と無関係にされたものであるということとはできない。そうすると、前記(1)に記載したとおりの原告による表示は、本件判決によって禁じられた本件不作為義務の対象となるこ

とは明らかであり、原告のこれらの主張は、前記(1)の判断を左右しない。

その他、原告は、原告が本件不作為義務に違反していないことなどを縷々主張するが、いずれも採用できない。

第4 結論

5 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁 判 官

大澤多香子 

What is Challenge100 ?

専任インストラクターを派遣し、クライオアテック法実技トレーニング、ワークショップを実施後、卵子、分割胚または胚盤胞いずれかの凍結周期にて、世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す取り組みです。

このチャレンジは、凍結融解技術者を育成支援することにより、卵子又は胚の凍結・融解技術の損耗を最小限化、すなわち最良の生存率を目指し、凍結周期における最大限の治療効果を目的としています。

チャレンジ100実施時の100症例に使用する凍結・融解キット、及び凍結融解技術に関する特別な技術・学術をサンプリング用途、トレーニング用途として凍結融解共に無償提供致します。

Welcome to the
"100% SURVIVAL CLUB"

Challenge100

エントリー受付

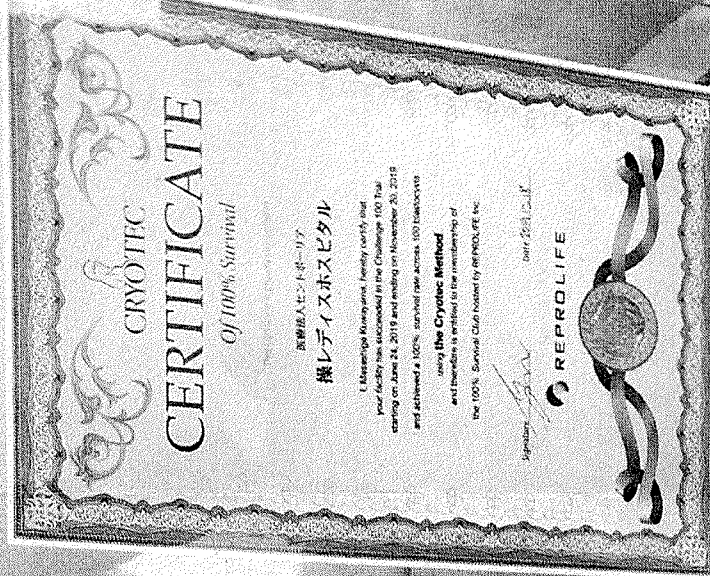
参加施設

100% Survival Club

参加者の声

当サイトでは、一部のコンテンツについてCookieを利用しています。詳しく読む





表彰を受けました



坂東重典・榎林(左)と奥山代表(右)

『父権母を凍結・融解する技術』において、当院培養室の優秀な成績を評価され、リブライフ・奥山代表より表彰されました。

奥山代表リブライフ
奥山代表リブライフ代表の奥山代表より当院に感謝状が送付されました。

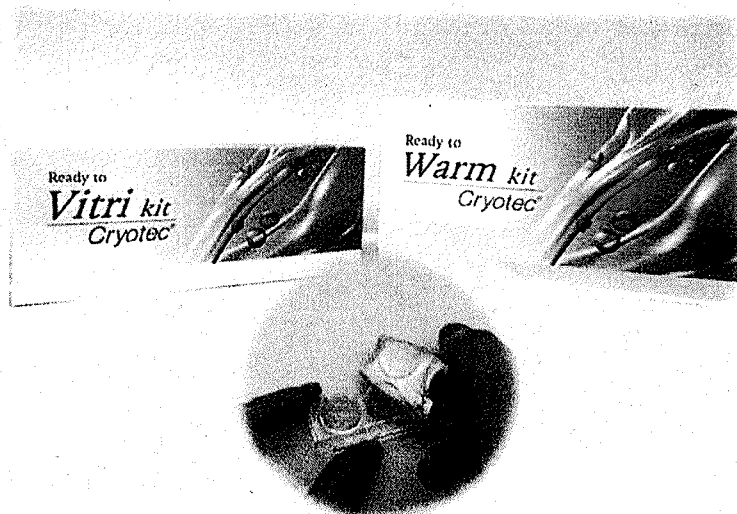
ガラス化法は次世代へ

チャレンジ100 エントリー施設増加中



Welcome to the
"100% SURVIVAL CLUB"

企業の安心感は製品品質の安心感
「安心・安全で高品質な製品」をお届けいたします。



「Ready to Vitri Kit」

「Ready to Warm Kit」

サンプルのご希望、お問い合わせは
弊社HPもしくはお電話にて

第27回日本臨床エンブリオロジスト学会 技術ワークショップにてご体験いただけます。



〒160-0022 東京都新宿区新宿2-5-3 AMビル 9階
TEL 03(5925)8937 FAX 03(5925)8932

<http://reprolife.jp> E-mail: cryotec@reprolife.jp

これは正本である。

令和5年7月10日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 関 由美子

